

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 1 回枚方市都市景観審議会 専門部会
開 催 日 時	平成 25 年 8 月 29 日（木曜） 10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4階 特別会議室
出 席 者	部会長：下村委員 副部会長：岡委員 委員：吉川委員、多田委員
欠 席 者	鶴島委員
案 件 名	議案 1. 枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第1号 枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について 枚方市景観計画(素案)骨子 ……………(資料1) 枚方市景観条例(素案)の概要 ……………(資料2)
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画の届出対象行為となる規模要件については了承</li> <li>・ 景観計画の色彩基準において緩和規定を明記する</li> <li>・ 景観計画の色彩基準において枚方宿地区の屋根を対象とする旨を明記する</li> <li>・ 色彩基準の表のGY系で使用してよい色彩範囲が、本文と食い違いがあるので修正</li> <li>・ 景観重要建造物や景観重要樹木の指定について、どのように運用していくのかを検討する</li> <li>・ 景観審議会の役割を明確にする</li> <li>・ 景観審議会・専門部会・景観アドバイザーの位置づけを検討し整理する</li> </ul>
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

下 村 部 会 長： 定刻になりましたので、平成25年度第1回枚方市都市景観審議会 専門部会を開会いたします。

それでは委員の皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、ありがとうございます。

先月の7月31日に開催されました第3回都市景観審議会において、今後「景観計画」や「景観条例」を今後効率的に審議していくため、専門部会の設置が承認されました。

本日は、「景観計画(素案)」及び「景観条例(素案)」について、審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

つぎに、会議録の署名人ですが、50音順で回していきたいと思っております。本日は鶴島委員が、まだお見えになっておりませんので、岡副会長と下村が、名前の順で行うことといたします。

それでは始めに、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、森都市整備部次長より、ご挨拶をお願いいたします。

森 次 長： 残暑厳しい中、第1回専門部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本市は、かねてより来年4月からの中核市移行をめざし取り組んでいるところですが、昨日総務省に対しまして、中核市指定を求める申出書を提出いたしました。これにより、秋中ごろには、承認される見込みとなっています。

景観行政の分野でも、景観行政団体となって着実に枚方市域での良好な景観形成が図れますよういっそうの努力をしてまいります。

本日は、専門部会ということで、景観計画、景観条例にかかるさまざまな基準の設定など、それぞれご専門の分野から、ご意見、ご指摘を頂き、さらに、計画を練り上げてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、はなはだ簡単ですが、挨拶に換えさせていただきます。

下 村 部 会 長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告と、資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

事 務 局： まず、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本部会の委員総数は5名でございますが、本日は、4名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例の規定に基づき、委員総数の過半数に達しております。

したがいまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。  
次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の資料につきましては、

- ・議事次第
- ・議案第1号資料として、枚方市景観計画(素案)骨子、枚方市景観条例(素案)の概要

となっております。過不足等ございませんでしょうか。資料につきましては、以上でございます。

下村部会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。

また、本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき原則公開としております。

本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

下村部会長： 「異議なし」とのことでございますので、本日の審議会は公開とします。本日、傍聴人はいかがでしょうか。事務局より確認をお願いします。

事務局： いらっしゃいません。

## 2 審 議

下村部会長： それでは傍聴者なしということですので、これから審議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議案件「枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について」は、7月31日の第3回景観審議会において、既に事務局より説明を受けております。その内容について一つずつ確認させていただきながら審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、景観計画(素案)について検討してまいります。

こちらについては、資料にもありますように(素案)骨子ということですので、今日のところは、景観計画そのものというよりも、前回の事務局からの説明を受けて、私のほうで事前に、事務局と相談いたしまして、いくつかの要点を整理しながら進めてまいりたいと思います。まず、資料1のP6をご覧ください。

まず、景観区域の設定ですが、景観計画の区域につきまして、市域全域

とすることとしておりますが、これは問題ございませんでしょうか。それでは、景観計画の区域は市内全域ということで確認させていただいたということによろしいでしょうか。

景観形成区域につきましては、道路景観軸と河川景観軸、東部区域にそれぞれ設定されていますが、それぞれの区域設定の範囲についていかがでしょうか。P6で言うと上から3枠目くらいのところに、網がけしてあるあたりが景観形成区域でございますが、府で対象としております景観区域以外に、一級河川区域のあたりを景観軸として指定していることが、本市の景観区域指定の状況で、こういう形で景観形成区域にしています。

もうひとつは景観重点区域ですが、これは本市においては枚方宿、このみを対象としています。資料1の表紙の裏ページの上図が景観計画区域の指定で、枚方宿が重点区域として位置づけられている図面ですが、この様に景観計画に位置付けるということによろしいでしょうか。

では、ご了承いただいたということで、次に進みたいと思います。次は、資料1のP6の届出対象行為なんですが、届出対象行為につきましては、事務局の考えを改めてお聞きしたいと思っております。資料の真ん中あたりの網かけの部分に高さ制限のところがあり、建築物の高さ15mにしておられます。なぜ15mなのかということ等について、その根拠となることがあれば教えていただきたいと思います。

事務局：枚方市では、これまで開発行為などの際に事前協議を求めてきております。枚方市開発事業等の手続き等に関する条例というのがありまして、以前は要綱でしたが、平成17年からは条例に基づき行ってきています。この枚方市開発事業等の手続き等に関する条例の中で建築物の周辺環境の調和の基準として、用途地域ごとに、建築物の高さを第1種・第2種中高層住居専用地域では15m以下、第1種・第2種住居地域や準住居地域では18m以下、準工業地域では21m以下などに決めております。もちろん、この場合でも、共同住宅の場合、周辺に一定の幅員の道路に広く接している。公園や緑地を10%以上確保するなどの条件を満たした場合はこの限りではないとしています。

こうしたことから、これまでも要綱で絶対高さ制限のある第1種・第2種低層住居専用区域（10m）を除き、周辺への影響を考慮して、15m以上を対象とすることとし、合理性を図ってきたものです。

下村部会長：年間、だいたいどのくらいの届出が出てきそうですか。

事務局：大規模の届出としては、だいたい年間30～50件くらいです。それに加え、重点区域で10件くらいあります。ですから、多い時で合わせて60件くらい

です。

下村部会長： それでしたら、窓口で対応できそうですね。

事務局： そうですね。

下村部会長： 今ご覧いただいているところでは、届出対象行為の一般区域の建築物の話を説明いただいたかと思いますが、工作物、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋も対象とするわけですか。

事務局： これらについても、要綱により取り組んできたものでございますが、継続して実施したいと考えています。

下村部会長： 開発に関わる行為につきましては、開発行為「法第16条第1項第3号関係」とあるところですが、開発については1ha以上でいかれるということですか。

事務局： これについても、要綱を引き継いでいく形で考えております。

下村部会長： 1haというと、集合住宅の建替え等で結構出てくるであろうと思いますが、他の都市もこのくらいの基準でやっておられるのでしょうか。豊中市は、開発行為というよりは環境アセスの方で1haを決めています。ですから、景観の方で1haの開発を対象としてやられるというのは、ある程度で妥当かなとは思いますが。これについて、事務局から考え等何かありますか。

事務局： 本市の場合、環境アセスは3haを採用しております。景観の場合はそれよりも狭い1haという形でこれまで取り組んできております。

下村部会長： これも要綱の時からですか。

事務局： はい、そうです。

下村部会長： 私が気になった点は、景観計画区域でありますとか行為制限について、このP6に関しては以上でございますが、委員の皆さんの方でも何かご不明な点、基準でありますとかその辺でご意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

岡副部会長： 質問なんですけど、必ずしも規模的に大きくはないけれども、今までに景

観的な意味で住民の方からクレームがあった事例は、どのようなものが多かったですか。結婚式場で色がすごいとか、そういうものをいくつか聞いたことがあるのですが、一般区域において、枚方市で特に気になるような建物があれば、今回それを対象にするということもありえると思います。

事務局： この後の色彩基準の審議をしていただく際に、本日スライドも用意しております。今ご指摘のようなケースに該当するかなというかなものもありますので、実際の写真を見てご議論していただければと思います。

岡副部長： それは、一般区域の届出となるのですか。どういう扱いになるのでしょうか。

事務局： 届出の対象としては、15m以上であったりと大きなものだけになってきます。小さなものは届出の対象にはなってこないです。

岡副部長： よく見える場所にあるとか、大きなものと言うよりも、山の上にあるとか、いろんな方向からよく見えるとか、そういうものを一般区域で指定するのは難しいとは思いますが、何か対応ができればいいなと思います。

吉川委員： あまりないとは思いますが、岡先生がおっしゃるような奇をてらったような結婚式場とか、巨大にならないようにミニチュアみたいなお城を作っているとか、そのような話しは聞きます。機能と色だけで網をかけてると、形状というところの部分が抜け落ちる可能性はあるかなと思います。そういうものを窓口の方で、実際に審査する方に上げてくるというような部分を残しておいた方がいいという気がします。色の問題を含めてですけども、色だけでなく形というものもあるのかなという気がします。

事務局： 過去、奇をてらったような建物で紛争になるということは、本市では無かったと思います。

岡副部長： どこの市も無いと言われます。対象外なので、窓口で相手にしてもらえないと市民の方がおっしゃるケースが多いのです。窓口で対応されている中で、これは常識的に考えて問題というものがでてきたときに、一般区域の中で特に届出の必要がないものだとしても、これらの審議ができればなと思います。

下村部長： 3000m<sup>2</sup>以下で15m以下の対象物をいかに拾い上げてアドバイザー制度にのせたり、そういうようなことができるかどうかというところを書き込め

るかという議論だと思うんですね。ですから、高さと敷地の面積だけで届出の基準を取り上げていますが、それを誘導するために実際のアクションとして、ガイドラインを作って、こういうようなやり方で建物は作ってくださいねというのを、市民と設計者のどちらに示すかというのはあるんですが、他市では、それに基づいて実際の景観形成の考え方を提示して、それを窓口で使えるようなものを別途作成したりしています。ですから岡先生がおっしゃるように、届出の必要がないものをいかに対象物として指導していけるかというのが、もし、この景観計画の中で書ききれない場合は、追って対応ができるような次のステップを考えていく必要があるように思います。

吉川委員： 要綱では手引きを作って対応はしていますが、これは助言ですから、従わないところとかが出てきて、それについては罰則とか、改善命令とかということはないわけで、それが今度、景観条例になるとバックボーンに法があるということになるわけで、今おっしゃったことを字面だけで持っていこうとするのではなくて、様々な方法で良い景観が保全され創造されるように仕向けていければと思います。

下村部会長： 一個一個の対応をいかにしていくかというところを、こういった計画の中に書き込めるかということだと思うんですね。ですから、細かいところまでフォローアップしていくということも必要な事項だと思いますが、それを例えば計画の中の3000m<sup>2</sup>を破棄してしまうと、個別の住宅まで触りに行かなければならなくなって、枚方宿のような重点地区の場合は個別に行く可能性はあると思いますが、全域個別の住宅まで対象とするかとなると難しいと思います。どこまで書き切れるか、計画の中で本当にできるのかというのが少し気になります。

皆さんおっしゃっているのはごもっともな話で、市としては個別の案件も景観上で縛りを決めてやっていくべきかとは思いますが、そのあたりどんなふうにしたら書き込めるでしょうか。

事務局： 条例の中では、一般的な市民の義務、事業者の義務という形での記載は良好な景観形成に努めるというような形で書いていこうと思います。また、こういった届出対象でないものについても、周辺住民への配慮を求めるといった条文を一つ加えて対応していきたいと思います。実際の窓口の中では、先ほどのようなご相談がございましたら、そうした条項を適用して行政指導にあたるということは可能かと思えます。ただ、罰則とかいろんな命令とかいうところまでは、現時点ではなかなか困難かなというふうに思っています。

下村部会長： 積極的な指導とですね、そういうような個別のものが出てきたときに、相談に来てくださいというところの情報収集や、アドバイザー制度を定めていますから、そういうところに案件をできるだけ上げていくような形で対応するというのが、実際のやり方かなと思います。そういう形でいかがですか。確かに、少し気になるところはありますし、特に重点区域ではないが、本市にとって重要な視対象としてのポイントというのがあると思います。ちょっとした国道の曲がり口のいいところであるとか、丘の立ち上がりのあるところであるとか、やはり押さえておかなければならないところは何かあるんですけども、そういうところを重点区域に指定するというのは、現実的にはなかなか難しいかなというところだと思います。

岡副部会長： 相談が出てきて初めて気がつくんですね。こんなによく見えるんだと。

下村部会長： まさにおっしゃるとおりで、その時に景観計画では難しいのかもしれませんが、開発にOKを出せるのかどうかというところで、環境アセスメントでは、開発を認めないということまで言い切れる場面が別途ですけどあるわけです。この場合には、かなり資料準備も開発業者の方はされて、ちゃんとした景観シュミレーションのCGも作られて、こんなふうになりますというのを出してこられます。しかし、景観計画の中で、条例も含めてですけど、そこまで図面を準備しろということまではなかなか書ききれてないというのが、今現実かなと思います。

ひとつは、窓口でしっかり課として、そういう開発が出てきそうところはできるだけ情報を集めて、窓口で指導するということと、窓口の対応の人が変わった時に同一基準で指導できるような対応を、できたらお願いしたいと思います。あの人の顔見たら、今日はやめとこうという事じゃなくて、しっかりと統一的に指導いただけるような準備をお願いしたいと思います。

岡副部会長： もう1点だけします。届出対象行為の中に景観形成区域が明記されていませんが、景観形成区域の中のものについては届出は何もないのですか。

事務局： 一般区域と書いてあるところがあるのですが、こちらが景観形成区域も含んだ形となってきます。

岡副部会長： では、一般区域と景観形成区域は扱いとしては一緒ということですか。せっかく景観形成区域だと言っているのに、一緒だというのは少し残念な気がします。



事務局： 届出の対象は同じですが、形成基準の方でそれぞれの区域の特徴を持たせるという形で、一般区域との差別化をしております。

岡副部長： 景観形成区域に特に現れる、先ほどの沿道の建物などはそうですが、規模が小さくても奇をてらったものとかがあると思うのですが、それについても、今回は特に届出の範囲を広げるということはないのでしょうか。

事務局： 今まで、例えば国道で言いますと、大阪府条例の中では170号沿道だけでした。今回から国道1号も対象にするという形で、高さにつきましても建築面積につきましても、これまでより基準を厳しくすると、府条例の水準から言いますとそういう形で誘導を図っていく所存でございます。

下村部長： P6にはその現行の府条例の大阪府の景観計画との比較が分かるようになっており、確かに拝見しておりますと、少し厳しく市では指定されているようには見えます。

そうしましたら、次に入らせてもらいたいのですが、P7からP12に景観形成基準が掲載されておりまして、P7は一般区域、P8から景観形成区域でそれぞれ個別の景観形成基準を設けておられます。それが先ほど岡先生のご指摘があったところの、具体的内容かと思うのですが、事務局で景観形成区域で特に配慮したとか厳しくしたとか、もしご説明が可能であれば、具体的内容までは時間的に大変かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 主にそれぞれで項目のあるなかで特に、敷地内の緑化という項目があるのですが、こちらがそれぞれ道路、あるいは河川の特徴を考慮した中で差別化した記載になっております。

下村部長： その場所ごとの特徴に応じた形での記載にされていて、他の建築物、附属物、外観等についてはそれほど大きな差はないということですね。

吉川委員： 形状というのは意匠の中に入っているということでもいいのですか。

下村部長： 建物のデザインということですね。

事務局： はい、そのとおりです。

岡副部長： 今のお話ですが、「著しく突出した意匠としない」という言葉で、はたして指導あるいはこれはだめだというふうに言えるのでしょうか。

下村部会長： これをたぶんフォローアップするようなもので、これをしっかり説明できるかどうかなんです。今見られている地域がもしあれば、それと周辺との調和を図ったりだとか、なかなか表現が難しいのですが、景観が良くなっても周辺から突出することになります。その辺をきちんと窓口で説明していただくような指導が求められるわけです。周辺の景観が良くないことになっているところで、周辺に合せてもらおうと逆に良くないことになりま。この辺を、しっかりと指導していただけるかどうかです。特に、枚方市駅周辺の官公庁街プラス繁華街的なところで集合住宅が出てきたときの扱いでありますとか、道路の沿線にかなり大規模な建物がいっぱいあり、公的な建物が病院も含めて立っていく中での位置づけと、それ以外のちょっと外れたところの商店街の中での、界索性とか猥雑性みたいな話のなかで本当にすっきりしたものがあるのかどうかとか、それをしっかり窓口で対応していただかないと、「なじまない」というのが逆になじまなくなってきた、その辺のご指導が難しいかなと思います。

多田委員： どこまで行っても、配慮とか調和とか見苦しくないとか、抽象的な言葉でどうしてもやらざるを得ないんですね。その場合、例えば大阪府では見苦しくない様な工夫をすとか、配慮をすとか、設計者側にどういったところを配慮したかを書いてもらって、それをチェックリストみたいな形で、窓口でその配慮は確かにその河川に対して配慮されているかどうか、山に対して配慮されているかどうか、というのをお互い協議の中で決めていくやり方で具体性を上げています。そこにもうひとつガイドラインの中で、この手引集の中で具体的なイメージパース・写真とか載っていますけれども、こういうものを有効に使うことによって実効性を上げていくことになるのかなという気がします。

具体的に基準が設けられるのは、数値基準である高さとか色だけで、それ以外のところは、結構抽象的なことになってしまいますので、できるだけ協議の中で具体性を上げていかなければなりません。

事務局： このガイドラインのいちばん最後のページ、建築設計を始める前という形で、設計者さんにこのガイドラインをどのように活かして周辺との調和を求めていくかという手順をご説明させていただいています。当然、敷地の周辺との調和とは何かという形で、これとは別にチェックシートをお渡ししてそれぞれ設計者としての分析、その結果を表記していただいて、われわれと指導・協議という形で進んでいくというのが、今要綱で実際に行っている手順でございます。

下村部会長： 先ほど多田委員のおっしゃった、具体的に中身を書かせる話とね、チェ

ックリストにチェックしましたかというのはちょっと違う話になると思います。これは審議会ではなく窓口の対応としても結構かと思いますが、少し書き込んでいただくようなシートを検討いただきたいと思います。それは、周辺の町並みとの調和に配慮してくださいと書くと、「周辺の町並みとの調和に配慮した」と書かれる方がおりますので、それは許さないよということを含めてということになります。

事務局： おっしゃるように、そういうものも多いのですが、現在はガイドラインに基づいてチェックシートを作っております、1章・2章・3章・4章それぞれにシートがありまして、ここで記載しております技法例になぞった形でチェックして、最後に設計者さんがその地区でどう配慮したかというのが、それぞれ章ごとに書いていただくようにはしています。

岡副部長： 気になるのは、先ほどもお話にありましたが、景観形成基準の内容がほぼ全部よく似ているというところですか。せっかく前のところに「3-(3)景観形成区域別の景観形成の方針」というのを書いておられるにもかかわらず、その方針の内容がこの形成基準の中に全く反映されていないというのが少し問題かなというの思います。特に、沿道景観のある程度速度が出たときの、修景とか眺望とかいう話はこちらの方ではあんまり書かれていないように、広幅員道路の1号線とかいうような道路に、景観形成の仕方とかイメージとか、どこを見ればいいのか難しい。特に河川とか線に関しては、参考にすべきところが少ないのではないかなというふうに思います。もしかしたら、今回の範囲を広げたことを受けて、こちらの手引書に追加をしないといけないなという気はします。

下村部長： 手引書を、今回は見直しをされる予定はあるんですか。

事務局： 前半の部分の区域が、今回随分変わっておりますので、その点については改訂を予定しております。後段のものについては、主に民間の開発される方をターゲットにしておりますので、現状のままで活用できるのかなと考えています。今、岡先生がご指摘されました方針の、例えば道路全体の緑を配置してというようなものは公共事業に負うところも相当程度あるかと思います。当然、民間の家・施設については、その中でできるだけ間口の一画については緑を配置してくださいというような記載にしておりまして、公共事業の中でそういった配慮を継続的に求めていくということとの組み合わせになっていくのかなと思っております。

下村部長： 後半はこのままいくというお話ですが、前半の書きぶりも、場所ごとの

地域特性を活かすところで新しい場面が出てくるかと思しますので、その辺の配慮も、微修正になるかもしれませんが再チェックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にP12からP13のあたりに色彩の記載がございます。このマンセル表は計画の中に入るのですか。

事務局： その辺は検討中になります。

下村部会長： 色が市域の現状とか、他の行政団体で策定されている色合いとか、この色の基準を決められたことに対して、事務局より何か説明がありますか。

事務局： 色彩を設定する基準につきましては、本市としては色がすごく際立っているものであるとか、周辺の自然環境にはなかなかなじみ難いとされている色などを、他の都市の事例も参考にしながら提案をさせていただきました。この後市域でいくつか課題となるような事例につきまして、パワーポイントを使った中にご説明していきたいと思ひます。その中で少しご議論いただければと思ひます。

そうしましたら、メインカラーのところからお話ししていきたいと思ひます。こちらが、市内を見ていた中で彩度の高いものを出させていたでおります。高さが15mを超える規模でピンク色ですが、風化によって濃い色が、エイジング効果もあり基準内に収まっているとみられる状況です。

3番の写真は、実際はもっと黄色っぽいタイルでして、こちらも少し気になるかなと思ひている建物です。今は赤系のものだけ挙げておりますが、今回提示している色彩基準では、青系、緑系が彩度2以下ということになっておりますので、他にも基準から外れるものがあるかもしれないという状況になっております。これらについては、今後また同じような色で塗りかえられるときには、もう少し濃くなってくるだろうと思ひますので、その辺については指導していくところかと思ひている状況でございます。

次に、サブカラー・アクセントカラーの基準になっておまして、サブカラーとは、基本となる色彩に一番近い色をサブカラーと言っておまして、サブカラーに関しては基準から若干外れていまして、全体の3分の1以下、アクセントカラーにつきましては全体の20分の1以下という基準となっております。今提示している写真につきましては、全てアクセントカラーについて気になるかなという事例でございます。7番の写真につきましては、清掃工場の煙突なのですが、航空法に基づくものであるならば、除外すべきものであると考えています。

下村部会長： 航空法は緩和されているはずですが、赤白じゃなくてもいいようになって

きている。ちょっと確認いただいて、堺で言うと関電の煙突、これが今塗り替えられて、赤白が少し残っていますけど、ブルー系かグレー系の目立たない色でも大丈夫になってきていたかと思うのですが、その代り夜はちゃんと航空障害灯をつけるとか角度が決まっているとかするかと思いますが、赤白じゃなくても、確か航空法上は良くなったのではと思っています。少し確認していただければと思います。

事務局： 確認いたします。

次にこちらの写真は橋梁の事例ですが、橋梁の場合、青系の色とか緑系の色で塗られているものが多くありまして、こちらにつきましても今回対象になってまいります。基準から言いますと外れてくるということになってきます。ただ、11番の写真などはかなり周辺となじんでいますし、これはこれで良いのでは、この辺は除外していけるのではないかというふうには思っております。

下村部会長： 橋梁などの構造物はいいのですが、穴が抜いてあるような構造物、例えば港湾施設なんかではクレーンの大きいつり下げの機械などで言いますと、高さで対象になってくるのですね。そうしたら、そのあいている部分をどう考えるのか。橋梁だったら、例えば橋げたの部分と橋脚の部分とあいているところの色はカウントしないです。下に建築物があって、その上に構造物が建っているようなものが出てきたりもします。その都度その都度悩ましいのがでてくる中で、個別に対応した手立てを蓄積されていく方がいいかと思いますので、そういう時はアドバイザーの制度を使って、これはどうやっていくのかですとか、何回かある審議会の中で了解を得たりとか、指導をされた中で迷われた報告なんかを審議会を確認されたりとか、アドバイザーを使って指導を統一していくとか、そういうような指導内容の蓄積などが必要となってくると思います。

事務局： 一律に色彩基準を決めますと、こうした工作物も引っかかってくるということになりますので、それについては一定合理的な範囲で、そうした基準がある一方で緩和できるケースも場合によってはあるのかなというふうに考えておまして、そうしたケースの場合は、あらかじめ想定されるものにつきましては、審議会でご報告の上、こうしたケースであれば緩和できるとか、あるいは個別事例で発生したケースでは事前協議の中でご意見を聴くというやり方もあるかと考えております。それについて先生方のご意見を少しお聴きしたいと思っております。

多田委員： 少し実務的な話なんですけど、P12の色彩基準のところには別表があるの

ですが、これは但し書きとかで、例えば「周辺との調和をするのはこの限りではない」というのを一言でも入れておかないと、この景観計画の内容は景観条例の中で守らないといけないと、その根拠は景観法から来てますから、法律上、その緩和措置の内容が書いていなければ、何が何でも守らないといけないと、除外できないということになります。ですから、こういう場合は基準の彩度2を超えてもよいということ等を、読めるように書いておかないといけないと思います。

吉川委員： 基準は絶対的な評価値になるわけですが、許される方と許されない方があります。例えばこのケースだと許される方でのファジーな領域になるわけだし、先ほどの写真でピンク色が実はエイジングで今は彩度が落ちているから、基準に入っているけど、許されない方に入るよというような、基準なんだけど窓口で受け付けたときに、人間として見るときの幅みたいなのを、今多田委員がおっしゃったように書いておかないと、法のもとで執行するということが金科玉条の如くになってしまったら、許されるものも許せなくなる場合があります。

事務局： 確かにそのあたりは、すごく気になっておまして、例えば橋梁で言いますと、都市部では青系・緑系の色が多いわけですが、山岳の方へいきますと真っ赤な橋梁もございますし、霊験あらたかな色として古来より使われていますので、そういった感覚からすると妥当なケースというの也被考えられますので、いただいたご指摘の表現は、景観の色彩基準の中には入れていきたいというふうに考えております。

下村部長： それでは入れていただくということで、よろしく申し上げます。

事務局： 次に特定用途の色彩基準ということで、12番がゴルフ場、13番が野球場、14番はひらかたパークの観覧車になっています。12・13番のほとんどで柱やフェンスが緑色になっています。この辺も基準でいえば、緑ですので彩度が基準を超えています。ただ、これは全国的に見ても一般的なものかなという気もいたしますし、そのところでご意見をいただきたいなと思っております。14番については、遊戯施設ですので、こういった色合いも良いかなとは思っていますが、ただ、これが真っ赤になるとかだと、気になるかなというのがあるので、判断していく必要があると思っております。特に、こういう遊戯施設については、来られる方に夢を与えるという面もありますので、ある程度、通常の建物とは別に除外していけるような手立てが必要かなとは考えております。

下村 部 会 長： ゴルフ場のフェンスとか野球場のネットとかは、N系の色か空の色に合わせるということになると思いますが、空の色がブルーかというとなんか大阪ではなかなか本当のブルーというのは少なくグレーっぽい空も多いので、他の自治体では、N系を採用し緑は使わないでと言ったりしています。

岡 副 部 会 長： ネットとか橋とか、今まではこうだったなという色が比較的是っきりしているものに関しては、ひとつ市としてのアピールになってくるのではないかなと思っています。景観計画・景観条例を策定したことで、例えば緑色だったのが別の色に変わったというのは、そのこと自体の善し悪しの判断というのは難しいと思いますが、色の基準を変えて、それを市が指導したということが、市民によくわかると思うのです。今まで緑色だった歩道橋が、塗り替えたらいい色に変わったとか、落ち着いた色になったとかいうことは分かりやすいので、緑だから悪いとか、この色だから目につくとかいうのでなければ、やっちはいいのではないかと思います。ただ、14番の写真に関しては、高さ的にも届出をされるわけで、それに対して判断ができればよいのであって、認めればよいというように書いてあれば、それで良いのではないかなと思います。

たまたま、他市の色彩基準を持っていたのでそれで見ると、枚方市は全体的に数値が大きめなのです。他市の方が厳しい状況になっています。そのことについては、他市ではぼけた基準だという意見が結構ありまして、普通にやってしまうと、どれも淡い感じのパステル調になってしまって、ぼけた町だと言われていました。色彩の塗り替えも全部届出制になっていますが、普通の住宅でも時々基準の超えたものが敢えて出てくるのがあって、それに関しては全部届出制なので、今回は認めましたという報告をいつも受けているのです。ですから、もっと緩くしていい、と言えるかどうかは難しいですけど、ある程度は範囲を広めにとってあるということについては、問題ないかなと思います。

下村 部 会 長： こういう構造物系についてはこれでよろしいですか。

岡 副 部 会 長： 写真に写っている仮囲いのフェンスが気になりますけどね。ああいうものを平気でおかれては困ります。

吉 川 委 員： 以前も研究で、工事中の景観も景観だと言って、だいぶ言ったことがありますけどね。

事 務 局： このひらかたパークですと、工作物だけでなく建築物でもいろいろあると思うのです。特殊なものですし、そこへ入って楽しむものなので、これ

も緩和していくべきとは思っています。ただ、外からも見える建築物となってくると、場合によるのかなと思っておりまして、ひらかたパークは枚方公園駅のすぐ横にあるのですが、普通は皆さん枚方公園駅から、ここは近隣商業地なのですが、そちらから入ってこられることになります。それで、そちらからの見え方は、一定夢を与える施設だというイメージがあるような、そういう色彩でも採用できるかなと思ったりもするのですが、一方で裏側は住居地域になっていまして、そちらからの見え方、そちらから見える部分については、配慮が必要かなとも思っています。やはり一律に決めるべく、いくつかのところがあまして、除外規定など審議会のご意見を聞きながら決めるのか、その辺が必要だと思っているところです。

下村 部 会 長： この計画の中で書く基準としては、これでOKで、ただし、例外がありますよという項目は、先ほど多田委員のお話にありましたように、加筆いただくということよろしいでしょうか。

多 田 委 員： 一点だけ。例えばP11の歴史的環境整備ゾーンでもどこでもいいのですが、色彩のところを見ていただくと「外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、」となっていますけれども、その次のページのP12の「別表：色彩基準」の2つ目の丸には、「外壁については、」と屋根が抜いているのです。これは、ただ単に抜いているわけではなく意図がありまして、今まで大阪府の届出対象になっていたものは、20m以上もしくは建築面積2000m<sup>2</sup>以上というものすごい大きなものだったので、屋根は見えないという判断と、屋根の色まで規制すると、防水シートなんかは緑であったり青であったりとか、この基準を満足できないが一般的なものだという話もあったので、具体的な数値基準に屋根を入れてなかったのです。

ただ、枚方宿のような戸建て住宅も対象にするようなところは、斜め屋根だと屋根が大きな要素になるので、重点地区である枚方宿に関しては、色彩基準に屋根の色彩も入れておくべきだったと思っています。ですから、屋根については彩度何以下というのはかかってこないじゃないかと、窓口でもめる可能性もあって、その場合は押し切られてしまう可能性があるのです、戸建て住宅の場合ほとんどが斜め屋根ですから、枚方宿については屋根についても彩度6以下・4以下を入れておくべきというふうに思っています。そこはもし、修正ができるのでしたらそうしていただきたいと思えます。それとP13、これは単純ミスなんです、色彩基準の下の表の右側の上から2つ目のGY系ですが、使用してもよい色彩の範囲が4までいけることになっていますけれども、基準は2までとなります。これを修正してほしいのです。以上の2点が、この基準をそのまま採用していただく問題になるところかなというところです。



下村部会長：事務局としていかがですか。

事務局：特に枚方宿地区の場合はですね、もともとその宿地区の中で自主的な協定を結んでおられる、それがひとつのベースとなって、その合意形成を踏まえた基準設定となっていますので、改めてそのあたりも含めまして、確認をしていきたいと思っています。事務局としては、これまで地域で互いでルールを作ってきたものを基本としていきたいとは思っています。

下村部会長：わかりました。それを逆にお借りして、盛り込めたらいいと思いますが。

事務局：そうですね。スライドで枚方宿地区の事例をご用意しておりますので、それを見ていただけたらと思います。

こちらは左側の写真が修景前で、右側が修景後の事例になります。ひとつ目は味噌屋さんで店舗を改修した事例です。下が一般住宅で、前面にベランダがあったお家なのですが、こちらのベランダを取っ払って傾斜屋根でひさしに変更した事例になっています。

次に19・20番が、パラペットとシャッターになっていたものを、改修をして中2階の建物に戻したという事例です。

21・22番が、近商地域だったと思いますが、3階建ての商業ビルなのですが、かなり濃い色だったものですから、色彩の塗り替えと格子窓をつけた修景をされています。

23・24番は、駐車場になっていましたが、こちらに建築された時に和風の雰囲気になるように屋根瓦をつけた庇、屋根瓦を付けた塀と基本的に白と灰色を基調とした建物、傾斜屋根といった形にしております。

25・26番につきましても、これも店舗兼住宅なのですが、白を基調とした形に塗り替え、そして腰板を貼って格子の扉に変え、クーラーの室外機とか付属スペースについても目隠しで修景をしているという事例でございます。

下村部会長：屋根はよく見えるので、多田委員のお話にもありましたように、屋根基準を入れていただき、今までのまちづくりのルールの中で決められてきたものを参考にしながら盛り込んでいただくということでしょうか。それと、P13 右の色の表につきましても修正いただくということ、よろしいでしょうか。ちなみに、P12 色彩基準のところ、無彩色は扱わなくていいのですね。

事務局：大丈夫です。

下村部会長： だいたいその基準を入れてない方が多いと思いますが、無彩色の10は明るすぎるので、9までぐらいにしたらとか、アドバイザーの人はよく言ったりします。明るすぎると浮き上がりますので、それはご指導の中で対応いただくということでもよろしいですね。大阪府は入れていませんでしたよね。

多田委員： 湾岸区域だけ入れています。湾岸は大きな壁面、倉庫とか工場とか巨大なものができますので、それが明度10であったらすごく浮き上がって見えますから、そこだけ入れています。少し府の基準は緩いので、明度10は目立ちすぎかなという気はするので、一般的には入れたほうがいいのかとは思っています。

事務局： 結構ご相談が多いのは、マンション系が多いのですが、正直10からという相談は、汚れも目立ちますので、現実にはなかなかないのかなと思います。

多田委員： あるとしたら倉庫・工場関係かなという気がします。

事務局： 工場関係では、心配なのはブルーのラインを入れてみたりとか、アクセントカラーのところの指導という苦労があるというところがございます。

下村部会長： 屋外広告じゃないですけど、看板と壁面の区別をどうとるとか、面積をどこまで看板とカウントするのかとか、そういう話が出てくると思います。屋外広告物の話は今回は入っていませんから、またの話になると思います。

そうしましたら、公共施設等の景観形成の方針のP14・15になるのですが、公共施設を別途取り上げていただいて、一般区域と景観形成区域が分けて書かれています。それと、P15には重点区域が書かれています。公共なので、事前相談でちゃんと来ていただける仕組みができればいいと思います。このあたりが案外公共では抜けてくる可能性がありますので、庁内への景観計画、指導基準の周知をしっかりといただき、景観とは何だということが庁内で無いような形で進めていかないといけないというのを思います。皆様の方からいかがでしょうか。P14・15で何かご意見があればお願いしたいのですが。

事務局： 今部会長からもあったように、公共施設であれば、例えば景観アドバイザーを活用して計画段階からそういった仕組みも含めまして、検討はしてまいりたいと思います。

下村部会長：　そうですね。事前段階から相談というのが望まれます。

岡副部会長：　先日他市で、事務所ビルを建設するのに、その前にある4本の街路樹を取りたいと話があり、建物がよく見えるようにしたいという意図からなのですが、道路課と相談して取るというふうに決めたようです。道路課の方は構いませんよということで、4本管理するものが減るわけですから、許可をされたわけです。でも景観の立場から言えば、やっぱり街路なので、ちゃんと守ってほしいと言いたいのですが、私たちがやっている景観の審査は建物の審査をやっているのであって、公共空間をやってはいなかったのです。それ以上は言えず宙に浮いてしまっているのです。誰がそれを守るのか、受け皿というか、それを言う人がいないという状況に陥っている状況であります。そこで、景観ということについてきちんと押さえて、それを庁内で周知して街路景観を守るということなどを周知しておかないと、変なところで方針が崩れることを体験しました。是非ともそれぞれの街路景観、街路樹は大切なんだとか、つまらないことのようにですが、指導するときの方針となるので、しっかりと伝えていただきたいと思います。

事務局：　この後の条例の話にも関わるとは思いますが、今考えておりますのが、市の責務の中に、特に道路・公園・その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たし努めなければならないということ、きちっと書き込み、仕組みとしては、先ほど部会長からお話がありましたようなアドバイザーの活用ということで、これまでも公共施設をつくる場合、そういった制度を利用させていただいて、周辺の景観に配慮してきたということもございますので、今後もそれを、きちっと条例の枠組みの中に、位置付けるように検討していきたいと思っております。

下村部会長：　ありがとうございます。それでは、景観計画の素案につきましては、本日審議したい内容につきましては以上でございます。

欠席されている鶴島委員からご意見をいただいているということですが、ご紹介いただけますでしょうか。

事務局：　はい、本日欠席されるというご連絡をいただいている中で、ご意見を事前にお聞きしていますので、ご報告させていただきます。

まず1つ目ですけれども、高さの届出基準です。現在枚方市は15mということでお話させていただいておりますが、これが京都などに比べると少し厳しいのではというご意見をいただいております。これに対しては枚方市のこれまでの経過、要綱で進めてきたという説明と、周辺都市の状況を説明したところでございます。

それから2つ目としまして、色彩基準についてのお話ですけれども、こちら京都や姫路の一般区域と同じという説明に対し、大阪府や周辺の状況はどうですか、ということで、ご説明をいたしました。また、枚方市の届出の状況が多くなりませんかという今後の予想なども尋ねられましたので、それについては先ほども説明しましたように、年間30件～50件程度となっておりますので、大丈夫ですというお話をしたところです。以上が、鶴島先生とのお話の経過でございます。

下村部会長： はい、ありがとうございます。高さにつきましても、先ほど事務局に説明いただいた15mということの話がありましたので、そのようなところ気にされているようですが、15mでやらせていただくというようなことを委員の皆さんにご了解いただきましたので、それで進めさせていただきたいと思えます。

色につきましても、鶴島先生のご意見もありますが、これも先ほど審議させていただいた内容で、一部、屋根の話を追加、色につきましては許可対象から外す案件の項目を少し入れておくことと、表の修正をいただくこと、その3つについて、加筆と修正をお願いしたということで、鶴島先生のご指摘は大丈夫だと思います

では、P16の景観重要建造物と、景観重要樹木、並びに7番の屋外広告物に関しまして、事務局より説明はありますでしょうか。

事務局： そうですね。この記載の方針の中で進めていきたいと思っております。

吉川委員： ということは、即指定というものが挙がってくる可能性があるわけですが、例えば景観重要樹木で、今どのくらいのものが考えられているのか、或いはどういうものを挙げるのか、あるのですか。

事務局： 現在、予定されているものはありません。

下村部会長： 全国的にも景観重要建造物の指定、並びに景観重要樹木の指定をしている所がまだまだ少ない状況ですし、今後、文化財の方との兼ね合わせも景観重要建造物では出てくると、枚方宿の中でそういうところを指定しに行くのかや、景観重要樹木につきましては、本市の状況をよく分かっているのですけれども、公園緑関係の部局の方で、保存樹とか、今まで生態的に立派な木を指定している制度をお持ちかもしれませんが、それをそのまま移行するという形では、なかなか大阪市や他市も含めて、すぐに移行できないという実状がございまして、景観的に重要な樹木なのか、生態的に立派な樹木なのかや、公的空間から見えるかというような指定基準を整

えていく必要があると思います。そういうことで、うちの研究室でも色々指定のあり方などを、研究では扱っていますが、なかなか一定基準を、他市の事例も含めてまだオーソライズされていない状況でして、指定は今後の課題だと思います。最後の方には景観行政団体や任意の活動団体もできるとか、実際にこの計画には書かないかもしれないですが、実際の推進のための手立てとか、そういった内容も今後の取り組みとしては必要になってくると思うので、この指定につきましては、書く以上はこれを実際にどうしていくのかということを今後検討していただければと思います。

次に7番の屋外広告物につきましてはどうでしょうか。

吉川委員： 審議会の方で一応方針を立てていますが、これは、それを景観計画の中でも明示するということですか。

事務局： そうですね。こういうような表現で、審議会でご説明させていただきましたように、来年度以降に市域の現状を一定調査したうえで、それを踏まえた本市独自の屋外広告物条例という形で準備して参りたいと考えております。そういうまとめが一定目処が立つ中で、ここの記載もその時点で必要に応じて見直すことになると思います。

下村部会長： 屋外広告物条例を変更した時点で、景観計画を変更するという作業が出てくるわけですが、そういう理解でよろしいですか。

事務局： はい、それと、前回の審議会で議案として一番最後に説明させていただいたと思うのですが、屋外広告物条例の中で景観審議会の果たす役割というのを一定書き込む予定をしております、区域の指定等の基準について関与していただくという形で準備をしております。こちらにつきましては、今、大阪府の屋外広告物条例の中に、大阪府景観審議会の関与の項目がございます、他市の事例でも審議会を両方別々に作っているものもありますが、大体近年は景観審議会一本化されているというケースが多いと我々は認識しております、そういう形でいきたいと思っております。先生方には、ご足労おかけするわけですが、そういった審議につきましても、よろしくお願ひしたいと思います。

下村部会長： はい。ご説明ありがとうございます。

事務局： 景観樹木につきましては、基本計画をつくるときに、公園みどり課からリストを取り寄せまして、もう相当前から樹木について、重要な保存する樹木を指定し助成しています。そういう中で公園みどり課のほうとも今後

調整をする必要があると考えており、景観上残さなくてはならない樹木については、今後の課題かと考えております。

下村部会長： そうですね。これはどこでも今は悩まれています。

吉川委員： こういうものを指定したら、それなりに維持管理するための補助の制度がついてこないと、難しいのではと思います。

下村部会長： 景観的に重要な樹木ですので、神社の中のものも、なかなか指定しにくいというのがあったり、樹木の群として指定した方が良いのではないかと、今後議論を積み重ねていく必要があるかと思っております。それは公園みどり課との協力も必要だと思っておりますので、その辺りよろしく願いいたします。

それでは、P16はこれでご了解いただいたことにさせていただいて、次に枚方市の景観条例の素案に入っていきたいと思っております。

事務局： はい、景観条例の概要につきましては、さらにご審議いただきまして、条例に何を書きこむのかという形で、この概要ではお示ししています。条例の案、規則の案そのものというのは、審議会の方でご審議いただく予定はしておりませんが、今後、審議会におきましては、この条例に定めなければならない、或いはこういった観点で記述してはどうか、というような、内容に関してのご議論をいただきたいと思っております。その内容で、具体的な条例の作りつけといたしますか、文章作成は事務局で、法制も含めまして対応していくという予定をしております。また、今後の予定としては、そうした審議会でのご議論をいただいて、条例の概要のレベルで一定取りまとめいただいたものを、今度は市民の方にパブリックコメント、今、景観基本計画につきましてはe-アンケートをやっておりますが、今度は景観計画と景観条例の概要を対象としまして、パブリックコメントを実施して、その内容を確定して参りたいと考えております。

従いまして、実は条例につきましては来年の3月議会での提出と考えておりますが、景観計画そのものはその前の2月の都市計画審議会で見聞するというのが法の手続きの中で定められておりますので、パブリックコメントを今の予定では12月の初旬からはじめて、それでもスケジュールとしてはタイトですので、9月末、10月末に予定しております審議会の中で、条例の概要については固めていく必要があるかと思っております。事務局の中ではそのご議論と同時並行で条例の本文作成も考えていく、ということをご予定しております。

下村部会長： はい、ありがとうございます。大体のスケジュールを今ご説明いただきましたので、10月前後の審議会に向けて、条例の条文づくりは事務局にお任せするとして、記載内容について、ここでご審議いただければと思います。1枚目に書かれているのが、条例の目的、責務、良好な景観を進めるということで、これは、今までにもご説明があったかと思うのですが、2枚目に、良好な景観形成に関わる支援を定めるということで、市民による景観への提案、まちづくり活動への支援、建造物保全、支援、アドバイザーの活用、表彰制度、情報提供の啓発があり、これも一般的によく条例で書かれているような記載内容かと思うのですが、その下に景観形成の実効性を高めるということが書かれています。事前協議・届出・指導・助言があり、それで勧告、公表があって、この段階で景観審議会の意見を聞く、それで変更命令の有無の話になります。この図の中身ですけれど、この括弧の「景観審議会の意見を聞く」は勧告が出た場合に審議会の意見を聞く、という理解で良いのでしょうか。

事務局： まず、届出が出た内容の中で、違反しているような物件ですとか、勧告すべきかどうかというご判断をいただく場合、或いはこれは勧告ではなく変更命令だ、というような場合、いずれにしましてもここで記載させていただいているのは基準に合致しないものの場合の、ご意見を聞くときのフローということになります。

下村部会長： 分かりました。あと左側に、届出のあとに指導助言というのが書かれています。この指導助言というのはアドバイザーですか。それとも窓口ですか。

事務局： これは一応行政で考えております。

下村部会長： 行政の中でやるということですね。ではアドバイザーは、このフロー図に入っていないのですか。上部にアドバイザーの活用と書かれていますけれども。

事務局： 一般的な流れを書いておりますので、この図には記載されていませんが、事前協議の際に、通常の規模以上の大きなものですとか、景観にかなり影響を与えるであろう物件ですとか、そういったものについてはアドバイザー制度にかけていくこととなります。タイミング的には届出をされる前くらいになってくるかと思えます。

下村部会長： 事前協議のあたりがアドバイザーのタイミングということですね。しか

し、事前協議の届出前に、公共以外の情報を掴むのはなかなか難しいです。設計者としてプランを書き、それから届出を出す時には、ほとんどフィックスされているわけです。もう配置は動かさせません。駐車場の位置は変えられません。では何が変えられるのか。植栽や色を少し変えられる程度で納まってしまう可能性があります。それで、アドバイザーの活用というのは非常に大事になってきます。対応しやすいのは公共建築物で公共からやっていただくのが良いと思うのですが、民間にどうやって周知をしていくのか、大企業の場合、こちらから声をお掛けして、事前にアドバイザー制度があるよとか、事前協議の中でうまく使ってくださいような、そういうことをやっていただく方がよろしいかと思います。表としてはこれで良いのかもしれませんが、実際の運用としては、かなりフィックスされてしまいますと、景観審議会ではよっぽど変なものが出てきた場合に限ってのみ意見を言う可能性があります。他市ですけれども、白と黒とか、黄色と黒の壁面のパチンコ屋さんが出てきたりして、何とかしたいと思うのですが、そういうのも事前に分かれば指導・助言が言えるのですが、届出が出てきてしまってからだと、なかなか言うことを聞いてくれないということがあります。やはり、沿道部分の大規模な敷地をさわられるという時は、事前協議をうまく使ってくださいような、そういう取り組みも必要になってきます。「審議会の意見を聞く」というような内容が知りたくて質問させていただきました。

実効性を高める、ということにつきまして、事務局から何かご意見はよろしいでしょうか。

事務局： 勧告を出すにあたって審議会のご意見を頂戴するという場合、例えば、明らかに数値を違反してこれは問題だという場合とはまた別に、この程度なら、という数値的なイレギュラーはある一方で、一定周辺と調和していて勧告には及ばないとか、届出をする側の考え方とか、そういった考え方なども踏まえて判断する場合もひょっとしたら出てくるのではないかなと、逆のパターンも考えて、事務局では想定しているところです。それと、事前協議の段階でのアドバイザーの活用ということについて、我々やはり、例えば大規模な商業施設であれば大店立地法ですとか、或いは先ほどの環境アセスに係るような場合であれば相当早い段階から色々な情報を把握することができますので、できるだけそういった機会を捉えまして、こうした仕組みを事業者にご説明して、できるだけフィックスされない段階で、お互いのコミュニケーションを図っていくということは、充分にやっていく必要があるのかなと思っております。

下村部会長： そうですね。特に調整区域の中に大きな商業施設が入ってきたりとか、



道路沿道部分もそうですが、そういったことには早めに対応していかないと、いきなり調整区域の中にできたりすると問題になる可能性があるのでは、その時にはきっちりと景観から見てご指導いただくような、そういうこともかなり必要になるかと思えます。開発の方では開発の許可を下ろさざるを得ないような状況になると思えますので、その中で景観上どうぞ指導いただくかということが気になってくると思えますので、上手にアドバイザーなり審議会なりを使っていただくような形で進めていただければと思います。

事務局： そうですね。景観アドバイザーにつきましては、今我々が最低限の基準、或いは規制という形でお示ししているのに対し、より景観上好ましいものに誘導していただくという、そちらの領域には景観アドバイザーをお願いしていくかたちで考えています。ただ、今ある基準よりもやや、この場所でこの用途でこういう使い方なら緩和してもやむを得ないという場合には、景観アドバイザーというよりも、審議会でご意見をお聞きするということも出てくるのかなと我々は思っております。

多田委員： その辺、2枚目の下部の景観審議会について、という項目では、条例に基づく権限、構成、人数、部会等の役割を定めるとしか書いていないのですけれども、景観審議会がどういうことを審議するのか、ということを書き書いていただいた方がわかりやすいかと思えます。まず、明確なのは景観計画を作成・変更で、ここに書いているように届出が出てきて指導に従わない人に対しては勧告し、その時には景観審議会の意見を聞く、ということになるのでしょうか。あとは変更命令を出すときは当然審議会の意見を聞くと、列記していただきたいと思えます。

下村部会長： こういった審議会を進めていく中で、変更命令などをやっていくときのジャッジをしていく、そういった組織体制について事務局からご意見はありませんか。

事務局： そうですね。法的な要素もありますので、現在の委員に法律家を入れていく必要があると思っております。あとは、構成で言いますと、先ほども言いました屋外広告物の関係で、そちらも項目に記載していく必要がありますので、そういう屋外広告物関係の方も入れていく必要があるかと思っております。

下村部会長： それは、専門部会ではなくて審議会の方で議論していただいた方がよろしいかと思えます。

事務局：　そうですね。あとは勧告や変更命令の意見を聞く場なのですけれども、かなり機動性が高くないといけないと思っております、これもまた審議会の委員の皆様のご同意をいただく必要があるかと思うのですけれども、専門部会の中でご判断いただくとか、そういったことも検討していきたいと思っております。

下村部会長：　審議会の運営要領等にも、委任できるとか、きちんと書いておかないといけないですね。

事務局：　そうですね。専門部会としての役割をですね。

吉川委員：　条例の中でもきちんと記載するという方向ですか。

事務局：　そうですね。今検討しておりますのは、今、お話がありましたように審議会全体の構成と、今日お集まりいただいているような専門部会のメンバーの先生方に、主にこのジャッジ関係に携わっていただくということです。命令とか、法の解釈とか、そちらの分野も少し要求されるケースも出てくるかと思しますので、やはり法曹関係の方にも1人入っていただく必要があるのではないかと考えております。

吉川委員：　そうですね。開発審査会の方でも、窓口で決定されて審査会上がってこなかったものを審査請求されたというケースがありました。それは実は、審査請求した人は、門前払いをされるというのを頭から考えた上で、門前払いをしない限り裁判所に提訴できないというのがあったりして、その辺のところは我々では知識不足になってきます。

開発審査会は、当時は会長を弁護士の方がされていて、ご退任になって、私がおの会長になってしまったのですが、急遽、会長代理という形で弁護士の方に入っております。従って、こういう勧告とか、変更命令とか、罰則とかについては、やはり法律家に入ってもらいが必要があり、これは審議会本体の方でも検討して、拡充していかないといけないかと思っております。

岡副部会長：　この、実効性のフロー図の中にアドバイザーのことは入れるのですか。結局入れないということですか。

下村部会長：　これは、どうされますか。条例でどう書いとくかということですが。

岡副部会長：　アドバイザーがどういうアドバイスをしたかは、その後の勧告とか変更

命令に大きく関係してきて、アドバイザーにこのようなことは言われてないということで、後から勧告も変更命令もできなくなると思うのです。どの程度のことは分からないですが、その様に書き込めばアドバイザーはとても重要な役割だし、届出の後の指導や助言についても、何をしたかということがとても重要になってきてしまい、いざ問題だと言われて審議会に意見を聞かれた時に、違うことを言うかもしれないです。その辺の整合性がとれるような仕組みを作っておかないと、本当に訴えがあるという可能性もあるので、書くのならば、きちんと位置付けなければならないし、書かないのであれば、その助言とか指導などをきちんとどのような観点でやるかとか、どういうふうに次に伝えるかとかいうことも決めておかないといけないなと思います。

下村部会長： 大阪府にはアドバイザー制度はなかったですね。

多田委員： 他の市でどうされているかですね。

下村部会長： 景観アドバイザーは、良好な景観の形成を図ることを目的とし、市民及び事業者が行う景観の形成に向けた取り組みについて、専門的な助言を得るためアドバイザーを置く、とあります。このアドバイザーを置いた結果、何か特別な要件があった時に意見を聞くものなのか、大規模がでてきたときにある程度アドバイザーに聞くというスタンスなのか、絶対やらなきゃならないのか。絶対はなかなか難しいと思いますが、必要に応じて相談するとなった時に、そのアドバイザーの意見を言ったあと、某市ではアドバイザーの意見を市長名で開発事業者に戻します。ですから、開発に対して景観アドバイスをした結果、アドバイザーの意見はこうですから、こういうふうに修正してくださいというようなものが市長名で出されます。別の市ではそうではなく、アドバイザーがアドバイスして終わりというところもあります。どのようなスタンスで置くのか、どの場面でご助言いただくのか、それをどう扱っていくのかを整理いただいた方がいいと思います。

先ほどアドバイザーと審議会の役割という話もありましたけど、そしたらアドバイザーはどういう位置づけなのかということだと思います。

事務局： 本市の現在のアドバイザーの位置づけは、アドバイザーに就任していただくと特別職非常勤ということで、公務員としての身分をもつものを使うという形の位置づけをしておりますので、当然守秘義務とかそういったことも関係してきます。ただ、今この仕組み全体の中で、アドバイザーの方に行政処分に関与するような、あるいは一定の基準を緩和するような権限までは与えずに、最低のルールは守っていただいた上でより良いものを

作っていただく、デザインの・アドバイスの役割となっています。そういった性格から関与していただくということです。

下村 部会長： それが分かるように書いておくかどうかの判断をまたしていただけたらと思います。

では、部会に集まっていたらご審議いただく内容は以上かと思うのですが、皆様の方からとか、事務局の方からよろしいでしょうか。それでは、審議は以上なのですが、都市景観基本計画の審議などで、開発のあり方などが、議論されているところがありまして、たとえば、都市計画で容認されている行為を、景観の観点から規制するといえますか、そうした意見が審議会で出されていたように思います。地盤高の変更を禁止するなど、少し行き過ぎたとも思える議論もあったように思います。地権者の了解なり、他の規正法が有効に機能している場合は別なのですが、景観の中で、こうした問題を取り上げる場合の観点に関して、委員皆さんからご意見をいただきたいと思います。

吉川委員にご意見をお伺いしたいわけですが、委員は、枚方市都市計画審議会の副会長でもあり、枚方市開発審査会の会長もなさっているご立場から、その点、今後の、本審議会の議論を進める際の注意点ということでしょうか。

吉川 委員： もちろんそれぞれの法律が違うわけです。都市計画法であったり景観法であったりするわけですから、それぞれの観点から物を見ていくわけで、他がOKでも景観審議会がだめなものだめだろうと思います。そして、そういうケースが必ず審議会に挙がってこないといけないという仕組みをきっちり作っておかないといけないのではないかというふうに思います。

開発審査会の経験で言うと、審査庁の内部に、非常にこと細かなガイドラインがあって、こういう場合は窓口だけで対応可能ですよ、だけどころいうケースは審査会上げて審議をいただき、審議されたところで、OKが出たよとか、あるいは審議される中で通すことは通すけど、もうちょっとこう考えた方がいいんじゃないかというような、ある種の行政側からの要望を開発側に伝えるというような権能を行政がもちろん持っているけれども、それをきちっとサポートするような審査会とか審議会の在り方というのが出来上がっていると思います。従って、先ほども部会長がおっしゃったように、届出をされるときの事例みたいなものを、ずっと集めていかないといけないと思います。その中でまた、このケースは窓口対応できるけど、このケースは審議会に挙げていきますということになります。そうしないと基準を定めていて、数値ですからこれ以上とか以下とかなら何人も人間の判断はいらぬわけです。下手するとロボットでもできるという話

になるだけです。けどそこに、人間が入って判断するというファジーなところがないと、行政はうまくいかないのではないかと考えていますし、できるだけうまく機能するように、条例の方も変えていってもらわないといけないのかなという気がしています。

下村 部 会 長： ありがとうございます。都市景観審議会の審議も大事だと、しっかり頑張りなさいというご意見かと思えます。

吉 川 委 員： それと一点、先ほどから「都市景観審議会」が「景観審議会」とかいう名前が云々という話もあるようには思いますが、その辺はどうなんですか。

事 務 局： これまでは、都市景観形成要綱に基づく流れの中で、都市景観審議会という名前にさせていただいていたのですが、これから景観計画・景観条例という形で、もう少し都市に限らずという考え方をもっていきたいというふうに思っておりますので、名称につきましては「都市」を抜いて「枚方市景観審議会」という形で進めていきたいというふうに思っております。

### 3 閉 会

下村 部 会 長： ありがとうございます。皆様のご協力いただいて、少し時間が過ぎてしまいましたが、一応これで部会の方を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。今日は区域の話とか基準の話を議論させていただいて、本文等々につきましては、今日は議論の対象外でありましたことをお許しいただけたらと思います。この部会では全体の話よりも、そういう詳細な部分を詰めていただいた方が適切ではと思い、そういう議論にさせていただきました。

本日の議論につきましては、9月25日に開催される景観審議会へ報告していくこととなりますが、岡先生とともに、今日のとりまとめを一度拝見させていただきながら、部会の方からの報告になるかと思っておりますので、私か事務局からになるかを相談し、審議会の方にご報告させていただくという運びにさせていただきたいと思えます。

皆様ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。不手際がありまして、ちょっと時間が過ぎてしまいましたことをお詫び申し上げます。本日はどうもありがとうございました。